

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（通知）」の一部改正の概要

1. 区分2及び区分3に係る共通の要件における留意点の記載の一部削除

- 第2の2「区分2及び区分3に係る共通の要件」では、区分2及び区分3を算定する上で必要となる要件について定めている。
- 当該箇所の（4）では、施設全体における支払賃金に係る要件として、
 - ・ 「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が
 - ・ 「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っていないことを定めている。
- 当該要件に係る留意点として以下の記述がある。

（留意点）

※2. (1)の要件を満たした上で、加算当年度の加算額が基準年度の加算額と比べて減額となる場合、加算当年度にその部分を一時金等として支払った場合に、減額調整を行うことが可能である。

- 当該記述は、
 - ・ 加算当年度の加算額が基準年度の加算額と比べて減額となる場合には、
 - ・ 事業所の収入も減ることになり、
 - ・ それに伴い職員個人の賃金水準を下げざるを得ない場合もあるところ、
 - ・ この場合には職員個人の賃金水準を低下させる（減額調整を行う）ことも可能である。

と、職員個人の賃金に係る取扱いを意図して記載されたものであり、施設全体における支払賃金に係る要件の留意点として記載するのは適当ではなかったことから、削除して適正化を図るものである。

- なお、本件削除は運用の変更につながるものではない（当該記述で意図していることは、通知の第5の2「賃金改善の方法」において記載されている）。

第5 賃金の改善

2 賃金改善の方法

処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、第1の1の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（給与規定等に基づいた職員個人の業績評価等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと（注1）を前提に行うとともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。（略）

（注1）基準年度と比べて加算額が減少する場合や施設独自の改善を実施しないこととした場合、必要事項を記載した別紙様式7「特別な事情に係る届出書」を提出した場合については、この限りではない。

（略）

2. 区分3の算定要件となる者の記載の修正

- 第2の3の(1)では、区分3の要件として、「次に掲げる職員（以下、「研修修了者」という。）が少なくとも合計1人以上いること」として、
 - i 副主任保育士等（次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう。以下同じ。）
 - a 副主任保育士・専門リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは中核リーダー・専門リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること（注2）。
 - b （略）
 - ii 職務分野別リーダー等（略）
 - iii 園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等であって、副主任保育士・専門リーダーを対象とした別に定める研修を修了している者を掲げている。
- iiiは、iの者がiiiの職位になったときに加算の算定要件から除外されないように位置づけた者であるところ、「中核リーダー」についてiiiの対象に規定できていなかったため、これを追記するもの。

3. 区分1及び区分2の加算見込額の算定式の修正

- 区分1及び区分2の加算見込額の算定に当たって、次の算式を示している。

<算式>

「加算当年度の区分1及び区分2の単価の合計額」× {「加算率」×100} × 「見込平均利用子ども数」× 「賃金改善実施期間の月数」

- 処遇改善等加算は、保育士等の加配等に係る加算又は減算ごとに算定するところ、この「加算率」は、保育士等の加配等に係る加算又は減算ごとに異なっているため、上記のように「単価の合計額」を算出して、同じ「加算率」を乗じることはできないため修正するもの。
- また、区分1は加算見込額を算出する必要はないので修正するもの。

4. 施設独自の改善額の定義の修正

- 記載する金額の年度の定義誤りによるもの。
 - ※ 「施設独自の改善額」は、「加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金総額」を算出するために必要な金額だが、その「加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金総額」を、「施設独自の改善額」を算出するための算式に含めてしまっている。

5. 別紙様式1「令和 年度加算率等認定申請書（処遇改善等加算）」の改正

- 別紙様式1「令和 年度加算率等認定申請書（処遇改善等加算）」（以下「別紙様式1」という。）の「(4) 加算率」の「加算率（c）」の欄には、それぞれの加算等に係る処遇改善等加算区分2の加算率を入力することとしている。
- 処遇改善等加算区分2の加算率は、定員規模や加算の種類によって異なるところ、入力欄が不足していたため、以下のとおり改正を行う。

(1) 保育所及び認定こども園（保育認定）の分園の入力欄の追加

- 保育所及び認定こども園（保育認定）では、分園の設置が認められている。分園は、分園としての定員規模で基本単価等の算定を行うところ、現行の様式では本体施設と分園の加算率を分けて記入することができないため、分園用の記入欄を設けるもの。

(2) 認定こども園の「教育標準時間認定」と「保育認定」に係る欄の追加

- 認定こども園の場合、教育標準時間認定と保育認定に同じ名称の加算があるところ、当該加算に係る処遇改善等加算区分2の加算率は、教育標準時間認定と保育認定で異なっている。

（例）20/100 地域、定員 10 人まで における「3歳児配置改善加算」に係る処遇改善等加算の「加算率（c）」

- ・ 教育標準認定 : 2.6
- ・ 保育認定 : 2.5

- 教育標準時間認定と保育認定に同じ名称の加算があるとき、「加算率（c）」には違う割合を記入する必要があるところ、現行の様式では1つの加算率しか記入できない様式となっているため、記入欄を設けるもの。

6. 別紙様式6「令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算）」及び別紙様式6別添1「賃金改善明細（職員別表）」の改正

- 第2の2の(4)において、「施設・事業所全体の超過勤務手当が基準年度と比べて増加（減少）している場合は、超過勤務手当の差額を「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」から差し引く（加える）調整をしても差し支えない。」こととしているが、調整を行った場合の調整額を記入する欄を様式に設けていなかったため、これを追加するもの。
- 認定申請に係る様式については、超過勤務手当は基準年度と同等になるものと見込んだ上で、加算当年度の賃金見込総額を記載すれば足りるため、別個に調整額を記入する欄を設ける必要はないことから、実績報告に係る様式のみ改正を行うもの。

7. その他誤記等の修正

- 通知本文及び別紙様式に誤記等があるため修正を行うもの。